tok

証券コード　4186

第87回 定時株主総会

招集ご通知

■日時

平成29年６月28日（水曜日）午前10時

■場所

川崎市中原区中丸子150番地 当社本社 ５階第一会議室

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

■決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件

第２号議案　定款一部変更の件

第３号議案　取締役８名選任の件

第４号議案　監査役２名選任の件

目 次

第87回定時株主総会招集ご通知…… 1

議決権行使等についてのご案内…… 3

株主総会参考書類…… 5

第１号議案　剰余金の処分の件…… 5

第２号議案　定款一部変更の件…… 6

第３号議案　取締役８名選任の件…… 9

第４号議案　監査役２名選任の件…… 14

事業報告…… 16

連結計算書類…… 44

計算書類…… 47

監査報告書…… 50

東京応化工業株式会社

（証券コード 4186）
平成29年６月６日

株　主　各　位

川崎市中原区中丸子150番地
東京応化工業株式会社
取締役社長　阿久津　郁夫

第87回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第87回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、平成29年６月27日（火曜日）午後５時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

【書面による議決権行使の場合】
　同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合】
　３頁から４頁までに記載の「議決権行使等についてのご案内」をご確認のうえ、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

敬　具

記

１．日　　時　　平成29年６月28日（水曜日）午前10時
２．場　　所　　川崎市中原区中丸子150番地 当社本社 ５階第一会議室
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

３．目的事項
報告事項
１．第87期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第87期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役８名選任の件
第４号議案　監査役２名選任の件

4．招集にあたっての決定事項

（1）書面と電磁的方法（インターネット等）により重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法（インターネット等）による行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

（2）電磁的方法（インターネット等）により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎本招集ご通知に際し提供すべき書類のうち、連結注記表および個別注記表は、法令および当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.tok.co.jp/ir/shareholders/shm.html）に掲載しております。従って、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした対象の一部であります。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.tok.co.jp/）に掲載させていただきます。

議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の３つの方法によりご行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時 平成29年６月28日（水曜日）午前10時

場 所 川崎市中原区中丸子150番地 当社本社 ５階第一会議室
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 平成29年６月27日（火曜日）午後５時30分到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から議決権行使ウェブサイト（http://www.evote.jp/）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

行使期限 平成29年６月27日（火曜日）午後５時30分まで

① 株主様以外の第三者による不正アクセス（いわゆる「なりすまし」）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使ウェブサイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

② 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の際の注意点

① 書面と電磁的方法（インターネット等）により重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法（インターネット等）による行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

② 電磁的方法（インターネット等）により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

議決権行使ウェブサイトについて

① インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）から、当社の指定する議決権行使ウェブサイト（http://www.evote.jp/）にアクセスしていただくことにより行うことができます（ただし、毎日午前２時から午前５時までは取扱いを休止いたします。）。

② スマートフォンまたは携帯電話による議決権行使は、バーコード読取機能を利用して右の「QRコード」を読み取り、議決権行使ウェブサイトに接続することも可能です。

③ パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、セキュリティ設定等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用いただけない場合もございます。詳細につきましては、後記ヘルプデスクにお問い合わせください。

④ 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。なお、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

⑤ 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・通信料金等）は、株主様のご負担とさせていただきます。

（注）「iモード」は株式会社NTTドコモ、「EZweb」はKDDI株式会社、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

システム等に関するお問い合わせ	三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク） フリーダイヤル　0120-173-027　受付時間　午前９時から午後９時まで

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたく存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題の一つと位置づけ、長期的な視点に立ち、財政状態や業績等を総合的に勘案したうえで、新たな成長につながる新技術・新製品への積極的な研究開発投資、品質の向上や既存事業のさらなる効率化に向けた製造設備等への投資、さらには国内外での事業展開強化等、企業競争力の強化や収益の拡大に不可欠な諸施策を推進し持続的な企業価値の向上を図るための原資として有効に活用すべく、内部留保の確保に意を用いる一方、現在の水準を考慮しつつ連結配当性向40％以上の配当を継続的に実施させていただくとともに、自己株式の取得を弾力的に実施することを基本方針としております。

このような方針の下、当事業年度の期末配当につきましては、業績等諸般の事情を勘案するとともに、株主の皆様の日頃のご支援にお応えするため、１株につき32円といたしたく存じます。

これにより、年間配当金は、平成28年11月にお支払いいたしました１株につき32円の中間配当金と合わせて、１株につき64円となります。

⑴　配当財産の種類

金銭

⑵　株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式１株につき金32円　　総額1,396,405,184円

⑶　剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年６月29日

第２号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

⑴　当社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月31日までとしておりますが、当社グループの決算期をグローバルベースで統一することで、当社グループが一体となった決算・管理体制の強化および効率化ならびに経営情報の適時・的確な開示によるさらなる経営の透明性の向上を図るため、当社の事業年度を毎年１月１日から12月31日までに変更するものであります。これに伴い、現行定款第14条（定時株主総会の基準日）、第40条（事業年度）、第41条（期末配当金）および第42条（中間配当金）に所要の変更を行うものであります。

また、事業年度の変更に伴い、第88期事業年度は、平成29年４月１日から平成29年12月31日までの９カ月決算となるため、経過措置として附則を設けるものであります。

⑵　「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年５月１日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役および監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第28条（社外取締役との責任限定契約）および第36条（社外監査役との責任限定契約）の一部を変更するものであります。

なお、現行定款第28条の変更に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

⑶　上記のほか、定款に規定すべき事項の見直しを行い、現行定款第23条（役付取締役および代表取締役）の字句を整備するものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　行　定　款	変　更　案
（定時株主総会の基準日）	（定時株主総会の基準日）
第14条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。	第14条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。
（役付取締役および代表取締役）	（代表取締役および役付取締役）
第23条　取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各１名、その他取締役会が必要と認める役付取締役を選定することができる。	第23条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
②　取締役社長は、会社を代表する。	②　取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各１名、その他取締役会が必要と認める役付取締役を選定することができる。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
③　取締役会は、その決議によって前項に加えてさらに代表取締役を選定することができる。	③　取締役社長は、会社を代表する。
（社外取締役との責任限定契約）	（取締役との責任限定契約）
第28条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	第28条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
（社外監査役との責任限定契約）	（監査役との責任限定契約）
第36条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	第36条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
（事業年度）	（事業年度）
第40条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月31日までの１年間とする。	第40条　当会社の事業年度は、毎年１月１日から12月31日までの１年間とする。
（期末配当金）	（期末配当金）
第41条　当会社は、株主総会の決議によって毎年３月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下、「期末配当金」という。）を支払う。	第41条　当会社は、株主総会の決議によって毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下、「期末配当金」という。）を支払う。
（中間配当金）	（中間配当金）
第42条　当会社は、取締役会の決議によって毎年９月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第５項に定める剰余金の配当（以下、「中間配当金」という。）をすることができる。	第42条　当会社は、取締役会の決議によって毎年６月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第５項に定める剰余金の配当（以下、「中間配当金」という。）をすることができる。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（新　　設）	附　則 ① 第40条の規定にかかわらず、第88期事業年度は、平成29年４月１日から平成29年12月31日までの９カ月間とする。 ② 第42条の規定にかかわらず、第88期事業年度の中間配当の基準日は、平成29年９月30日とする。 ③ 本附則は、第88期事業年度終了後、これを削除する。

第３号議案　取締役８名選任の件

取締役全員（８名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役８名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1 再任	 阿久津（あくつ）　郁夫（いくお） （昭和34年４月27日生）	昭和57年 ４月　当社入社 平成15年 ４月　当社製造技術部長 平成15年10月　当社先端材料開発二部長 平成19年 ４月　台湾東應化股份有限公司 董事長兼総経理 平成21年 ６月　当社執行役員経営企画室長 平成22年 ６月　当社取締役兼常務執行役員経営企画室長 平成23年 ６月　当社代表取締役取締役社長兼執行役員社長 現在に至る	13,300株
取締役候補者とした理由 阿久津郁夫氏は、代表取締役取締役社長に就任後、グループトップとして当社グループの経営を牽引し、中期計画の諸施策を通じて当社グループの一層の発展に寄与しており、引き続き当社の経営への貢献を期待できると判断したため、取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2 再任	 佐藤（さとう）　晴俊（はるとし） （昭和36年６月１日生）	昭和59年 ４月　当社入社 平成16年 ４月　当社品質保証部長 平成19年 ４月　当社先端材料開発二部長 平成20年 ４月　当社先端材料開発一部長 平成21年 ６月　当社執行役員開発本部副本部長兼先端材料開発三部長 平成23年 ６月　当社執行役員開発本部副本部長兼先端材料開発一部長 平成24年 ６月　当社取締役兼執行役員開発本部長 現在に至る	8,700株
取締役候補者とした理由 佐藤晴俊氏は、米国子会社での駐在、品質保証および製品開発の責任者等を経て、開発本部長に就任するなど、当社グループ内の要職を経験し、当社事業の特性・顧客を熟知しており、取締役会における重要な意思決定、他の取締役の業務執行の監督等に必要かつ十分な見識を備えていることから、引き続き当社の経営への貢献を期待できると判断したため、取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3 再任	 水木（みずき） 國雄（くにお） （昭和34年２月10日生）	昭和60年10月　当社入社 平成17年４月　当社総務部長 平成21年６月　当社執行役員管理本部副本部長兼総務部長 平成24年６月　当社執行役員総務本部長 平成25年６月　当社取締役兼執行役員総務本部長 現在に至る （重要な兼職の状況） オーカサービス株式会社 代表取締役取締役社長	7,100株
	取締役候補者とした理由 水木國雄氏は、総務部長を経て、総務本部長に就任し、情報管理体制、危機管理体制およびコンプライアンス体制の構築ならびにIR（投資家向け広報）の充実など、コーポレートガバナンス強化の業務に取り組んでおり、担当業務の経験を通じて、取締役会における重要な意思決定、他の取締役の業務執行の監督等に必要かつ十分な見識を備えていることから、引き続き当社の経営への貢献を期待できると判断したため、取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4 再任	 徳竹（とくたけ） 信生（のぶお） （昭和36年４月２日生）	昭和59年４月　当社入社 平成15年10月　台湾東應化股份有限公司 董事長兼総経理 平成19年４月　当社品質保証部長 平成21年６月　当社生産管理統括部長兼品質保証部長 平成25年６月　当社執行役員材料事業本部副本部長 平成27年６月　当社取締役兼執行役員材料事業本部長 現在に至る （重要な兼職の状況） TOKYO OHKA KOGYO AMERICA，INC. 取締役 台湾東應化股份有限公司 董事	3,694株
	取締役候補者とした理由 徳竹信生氏は、製品開発、米国子会社での駐在、台湾子会社の董事長兼総経理等を経て、材料事業本部長に就任するなど、当社グループ内の要職を経験し、当社事業の特性・顧客を熟知しており、取締役会における重要な意思決定、他の取締役の業務執行の監督等に必要かつ十分な見識を備えていることから、引き続き当社の経営への貢献を期待できると判断したため、取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5 再任	 やまだ　けいいち 山田　敬一 （昭和33年４月４日生）	昭和58年４月　日本合成ゴム株式会社（現JSR株式会社）入社 平成13年４月　JSR株式会社九州営業所 所長 平成14年５月　シプレイ・ファーイースト株式会社（現ローム・アンド・ハース電子材料株式会社）Business Director 平成16年４月　ローム・アンド・ハース電子材料株式会社 General Manager Japan 平成20年４月　当社電子営業統括部副統括部長 平成24年６月　当社営業本部副本部長 平成25年６月　当社執行役員営業本部副本部長 平成28年６月　当社取締役兼執行役員営業本部長 現在に至る （重要な兼職の状況） 台湾東應化股份有限公司 董事 Tokyo Ohka Kogyo Europe B.V. 取締役	8,499株
	取締役候補者とした理由 山田敬一氏は、前職で培った製品開発および販売・マーケティングに関する見識や豊富な経験に加え、当社に入社して以降、主力製品の販売・マーケティングに従事し、営業本部長に就任するなど、電子材料業界や当社事業の特性・顧客を熟知しており、取締役会における重要な意思決定、他の取締役の業務執行の監督等に必要かつ十分な見識を備えていることから、引き続き当社の経営への貢献を期待できると判断したため、取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
6 再任 社外 独立役員	 くりもと　ひろし 栗本　弘嗣 （昭和22年８月26日生）	昭和45年４月　オイレス工業株式会社入社 平成11年６月　同社取締役 平成15年６月　同社取締役常務執行役員 平成18年６月　同社代表取締役社長兼社長執行役員 平成23年６月　同社代表取締役会長 平成26年６月　当社取締役（社外取締役） 現在に至る オイレス工業株式会社 取締役相談役 平成27年６月　同社相談役 平成28年６月　同社顧問 現在に至る （重要な兼職の状況） オイレス工業株式会社 顧問	1,000株
	社外取締役候補者とした理由 栗本弘嗣氏は、上場企業の経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、引き続き客観的かつ中立的な視点から当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレートガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。		

<table>
<tr><th>候補者番号</th><th>氏名（生年月日）</th><th>略歴、地位、担当および重要な兼職の状況</th><th>所有する当社の株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">7
再任
社外
独立役員</td><td>
関口（せきぐち）　典子（のりこ）
（昭和39年１月23日生）</td><td>昭和61年 ４月　マニュファクチャラーズ・ハノバー銀行（現JPモルガン・チェース銀行）入行
平成 ３ 年10月　監査法人朝日新和会計社（現有限責任あずさ監査法人）入所
平成 ６ 年 ３月　公認会計士登録
平成10年 ２月　日本放送協会入局
平成13年12月　トリンプ・インターナショナル・ジャパン株式会社入社
平成14年 １月　公認会計士再登録
平成16年 ７月　新日本監査法人（現新日本有限責任監査法人）入所
平成22年11月　関口公認会計士事務所 所長
現在に至る
平成23年 ４月　独立行政法人国際協力機構 契約監視委員
現在に至る
平成23年 ７月　独立行政法人国際協力機構 外部審査委員
現在に至る
平成24年 ７月　税理士登録
平成27年 ６月　当社取締役（社外取締役）
現在に至る
（重要な兼職の状況）
関口公認会計士事務所 所長
独立行政法人国際協力機構 契約監視委員
独立行政法人国際協力機構 外部審査委員</td><td>500株</td></tr>
<tr><td colspan="3">社外取締役候補者とした理由
関口典子氏は、公認会計士業務を通じて培われた会計における高度な専門性と企業での豊富な実務経験を有し、これらをもとに、複数の上場企業の不正経理に関する外部委員を務められるなど、内部統制にも精通されていることから、これまでに当社の社外取締役となること以外の方法で直接会社の経営に関与されたご経験はないものの、引き続き客観的かつ中立的な視点から当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレートガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
8 新任	 たねいち　のりあき 種市　順昭 （昭和37年11月23日生）	昭和61年 4月　当社入社 平成21年 6月　当社営業開発部長 平成23年 6月　当社新事業開発部長 平成27年 6月　当社執行役員新事業開発室副室長 現在に至る	1,300株
	取締役候補者とした理由 種市順昭氏は、米国子会社での駐在、主力製品の販売・マーケティング、新事業開発の責任者等を経て、新事業開発室副室長に就任するなど、当社グループ内の要職を経験し、当社の既存事業分野のみならず、新規事業分野にも精通しており、取締役会における重要な意思決定、他の取締役の業務執行の監督等に必要かつ十分な見識を備えていることから、当社の経営への貢献を期待できると判断したため、新たに取締役として選任をお願いするものであります。		

（注）1．各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

2．栗本弘嗣および関口典子の両氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ており、各氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。

3．社外取締役候補者である栗本弘嗣および関口典子の両氏が当社の社外取締役に就任してからの在任期間は、本総会終結の時をもって、栗本弘嗣氏が３年、関口典子氏が２年であります。

4．社外取締役との責任限定契約について

当社は、現行定款において、社外取締役との間で会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定め、栗本弘嗣および関口典子の両氏と当該契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。なお、各氏の選任が承認された場合、当社は、当該契約を継続する予定であります。

第４号議案　監査役２名選任の件

監査役新保誠一および監査役米田克巳の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役２名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1 新任 社外 独立役員	 深田（ふかだ）　一政（かずまさ） （昭和28年４月11日生）	昭和52年 ４月　東京海上火災保険株式会社（現東京海上日動火災保険株式会社）入社 平成14年 ６月　同社中部・北陸本部 長野支店長 平成17年 ７月　東京海上日動火災保険株式会社 東京自動車営業第四部長 平成19年 ７月　同社理事東京自動車営業第四部長 平成20年 ６月　同社執行役員本店営業第二部長 平成22年 ６月　同社常務取締役 平成23年 ６月　同社常務取締役東京自動車営業第一部長 平成23年 ８月　同社常務取締役 平成25年 ６月　一般社団法人日本損害保険協会 常務理事 現在に至る （重要な兼職の状況） 一般社団法人日本損害保険協会 常務理事	0株
社外監査役候補者とした理由 深田一政氏は、東京海上日動火災保険株式会社の要職を歴任されており、金融機関等における豊富な経験と経営者としての幅広い見識をもとに、客観的かつ中立的な視点からの経営監視に寄与していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2 新任 社外 独立役員	 高橋（たかはし）　浩一郎（こういちろう） （昭和29年10月３日生）	昭和53年４月　明治生命保険相互会社（現明治安田生命保険相互会社）入社 平成12年４月　同社営業開発部長 平成13年４月　同社営業企画部長 平成15年10月　同社新潟支社長 平成17年12月　明治安田生命保険相互会社 執行役員人事部長 平成18年７月　同社執行役人事部長 平成20年４月　同社常務執行役名古屋本部長 平成21年４月　同社常務執行役個人営業部門長 平成24年７月　同社専務執行役個人営業部門長 平成26年４月　株式会社MYJ 代表取締役社長 平成28年４月　明治安田システム・テクノロジー株式会社 代表取締役会長 現在に至る （重要な兼職の状況） 明治安田システム・テクノロジー株式会社 代表取締役会長	0株
	社外監査役候補者とした理由 高橋浩一郎氏は、明治安田生命保険相互会社の要職を歴任されており、金融機関等における豊富な経験と経営者としての幅広い見識をもとに、客観的かつ中立的な視点からの経営監視に寄与していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。		

（注）１．各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

２．深田一政および高橋浩一郎の両氏は、社外監査役候補者であります。なお、当社は、両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出る予定であり、各氏の選任が承認された場合、独立役員となる予定であります。

３．社外監査役との責任限定契約について

当社は、現行定款において、社外監査役との間で会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めており、深田一政および高橋浩一郎の各氏の選任が承認された場合、当該契約を締結する予定であります。この場合、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

以　上

（添付書類）

事　業　報　告

（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

⑴　事業の経過およびその成果

当連結会計年度の世界経済は、中国における景気の持ち直しの動きに加え、ユーロ圏では緩やかな景気回復が続き、米国においても景気は着実に回復が続くなど、総じて緩やかな回復基調を維持しました。また、日本経済は、堅調な企業業績を背景に、雇用・所得環境の改善が持続するなかで、各種政策の効果もあり、景気回復の動きが継続しました。

当社グループ製品の主な需要先でありますエレクトロニクス業界におきましては、パソコンやタブレット端末の需要の落込みはあったものの、スマートフォンの販売が引き続き拡大したことから、半導体市場は、総じて堅調に推移しました。

このような情勢の下、当社グループは、平成32年度のありたい姿の実現に向けて、経営ビジョンである「高付加価値製品による感動（満足できる性能、コスト、品質）を通じて、世界で信頼される企業グループを目指す。」の下、平成28年度を初年度とする３カ年の中期計画「tok中期計画2018」を始動させました。本中期計画は、「tok中期計画2015」で築き上げた成果を足掛かりに、全社戦略に掲げた「事業ポートフォリオの変革」、「顧客密着戦略の進化」、「グローバルに対応できる人材の開発を推進」、「経営基盤強化とTOKグループ構想の実現」の取組みをさらに深化させ、過去最高益の更新を目指すとともに中長期的な企業価値向上を図るものであります。

まず、当社グループでは、半導体製造に使用されるエキシマレーザー用フォトレジストの新たな用途として市場の拡大が進む三次元メモリ向け製品や、技術革新が進む半導体製造の後工程分野で使用されるパッケージ用フォトレジストなど、ユーザーニーズを的確に捉えた製品の拡販に努めてまいりました。次に、国内の研究開発拠点において、高度な品質管理が求められる半導体製造の最先端微細化プロセスに対応した検査装置等を導入したほか、旺盛なユーザー需要に対応すべく台湾のグループ会社における半導体用フォトレジスト付属薬品の生産設備の増強を進めるなど、積極的な設備投資を実施いたしました。さらに、新規事業分野として高耐熱性、高薬品耐性等を有する機能性フィルムの量産を新たに開始するとともに、最先端微細加工技術や次世代の三次元メモリ向け製品等の研究開発に尽力することで、事業領域の深耕拡大に向けて邁進してまいりました。また、グローバルに対応できる人材開発の推進に加え、当社グループの企業価値向上と内包するリスクの低減を図るべく、経営管理体制の再構築に努めるなど、経営基盤の強化に向けた諸施策を講じてまいりました。

この結果、当連結会計年度の当社グループの売上高は、887億64百万円（前年度比1.3％減）となりました。利益面におきましては、円高傾向で推移した為替の影響や積極的な設備投資に伴う減価償却費等の経費増加により、営業利益は99億54百万円（同20.0％減）、経常利益は98億67百万円（同22.2％減）、親会社株主に帰属する当期純利益は63億43百万円（同17.8％減）となりました。

事業別売上の概況は、次のとおりであります。

【材料事業】

〔エレクトロニクス機能材料部門〕

半導体用フォトレジストは、韓国のグループ会社において現地開発製品の拡販に取り組むとともに、エキシマレーザー用フォトレジストの新たな用途である三次元メモリの市場が拡大したほか、大手ユーザーにおける最先端プロセスを適用した半導体の量産が本格化したことで、販売は堅調に推移したものの、円高傾向で推移した為替の影響等もあり、売上は微増にとどまりました。また、高密度実装材料では、ユーザーニーズを的確に捉えた研究開発・営業活動が奏功し、半導体パッケージ用フォトレジストおよびMEMS（微小電気機械システム）用フォトレジストの販売が増加したことから、売上を大きく伸ばすことができました。一方、液晶ディスプレイ用フォトレジストは、高精細ディスプレイ向け製品がユーザーの需要環境の変化や製品価格下落の影響を受け、売上は減少いたしました。

この結果、当部門の売上高は、530億74百万円（前年度比3.8％増）となりました。

〔高純度化学薬品部門〕

半導体用フォトレジスト付属薬品は、最先端プロセスにおけるユーザーニーズが変化したことから、北米、アジア地域を中心に販売が減少したことに加え、円高傾向で推移した為替の影響等もあり、売上は減少いたしました。また、液晶ディスプレイ用フォトレジスト付属薬品は、為替水準が円高傾向で推移したことなどにより、アジア地域を中心に売上は減少いたしました。

この結果、当部門の売上高は、334億75百万円（同6.8％減）となりました。

以上の結果、材料事業の売上高は、865億58百万円（同0.8％減）となりました。

	前連結会計年度	当連結会計年度	増減額	増減率
材料事業 売 上 高	87,280百万円	86,558百万円	721百万円減	0.8％減

【装置事業】
〔プロセス機器部門〕
三次元実装市場において半導体の高機能、高性能化に貢献するシリコン貫通電極形成システム「ゼロニュートン®」は、データサーバー向けなどでの採用拡大が進む一方で、パソコンやスマートフォン向けなどへの広がりに力強さを欠いていることから、ユーザーにおける生産能力の増強投資が抑制されており、受注・売上ともに減少いたしました。
この結果、装置事業の内部取引を除いた売上高は、22億５百万円（前年度比18.0%減）となりました。

	前連結会計年度	当連結会計年度	増減額	増減率
装置事業 売 上 高	2,689百万円	2,205百万円	483百万円減	18.0%減

⑵ 設備投資等の状況
当連結会計年度の設備投資の総額は93億78百万円であり、事業別の設備投資につきましては、次のとおりであります。
① 材料事業
当社相模事業所における最先端製品用の研究開発投資を中心に86億74百万円の設備投資を実施いたしました。
なお、当連結会計年度末現在継続中の主要な設備投資は、台湾における高純度化学薬品の製造設備の増強等であります。
② 装置事業
当社湘南事業所における最先端製品用の研究開発投資を中心に６億29百万円の設備投資を実施いたしました。
③ 全社（共通）
情報システム関連機器等を中心に75百万円の設備投資を実施いたしました。

⑶ 資金調達の状況
当連結会計年度中には特記すべき資金調達はありません。

⑷ 対処すべき課題

今後の世界経済の見通しにつきましては、米国の政権交代や英国のEU離脱による金融資本市場の変動に加え、中国経済の成長の先行き不安、さらには地政学的リスクの高まりなどの懸念材料を抱えており、不透明な状況が続くものと思われます。こうした世界経済のリスクによってもたらされる原材料価格の変動や為替動向などが、当社グループ製品の主な需要先でありますエレクトロニクス業界に対して少なからず影響を及ぼす可能性があります。

このような情勢の下、当社グループは、中期計画の達成が株主をはじめとしたステークホルダーの皆様への責務であるとの認識に立ち、次の４つの全社戦略を掲げ、平成28年度を初年度とする３カ年の中期計画「tok中期計画2018」を推進しております。本中期計画は、平成32年度における目標の一つである営業利益200億円の達成に向けて、鍵となる重要な計画であります。

① 事業ポートフォリオの変革

新規ビジネスの開拓については、当社グループのコアコンピタンスである超微細加工技術や高純度化技術を核として、社外の技術的なシーズやニーズ、アイデア、コンセプトを的確に取り入れるオープンイノベーションに向けた取組みを強化し、将来の事業の柱となる新規事業の創出を目指してまいります。また、顧客に感動していただける高付加価値製品を積極的に開発し続けることで、既存ビジネスの深耕拡大・再構築を図り、事業および製品ポートフォリオの新陳代謝を促進いたします。

② 顧客密着戦略の進化

国内拠点に加え主要な海外拠点においても、販売・生産機能に留まることなく、研究開発機能を付加することにより、ユーザーニーズに即応できる技術対応力の充実と強化を図ってまいります。各地域の顧客との長期的な信頼関係を育み、こうした三位一体のサービスを提供できる体制を目指した顧客密着戦略をさらに推し進めてまいります。

③ グローバルに対応できる人材の開発を推進

当社グループ全体でグローバルに活躍できる人材の育成に努めるほか、グローバルビジネスに対応できる人材を積極的に登用することで、異なる価値観や専門分野を持つ人材が存分に能力を発揮し、多様な視点で考える組織の形成に尽力してまいります。

④　経営基盤強化とTOKグループ構想の実現

企業価値の向上と経営リスク低減を目的として、当社グループ全体を統括する管理体制を再構築し、グループマネジメントの高度化を目指してまいります。また、当社グループが一体となった決算・管理体制の強化および効率化ならびに経営情報の適時・的確な開示によるさらなる経営の透明性の向上等を図るために、当社グループの決算期統一を進める予定であります。

当社グループは、「技術のたゆまざる研鑽」、「製品の高度化」、「社会への貢献」、「自由闊達」という創業以来の経営理念の下、本中期計画で掲げた全社戦略を確実かつ効果的に実行し、過去最高益の更新を目指すとともに中長期的な企業価値の向上につなげてまいります。また、コーポレートガバナンス体制のさらなる強化に取り組むとともに、CSR（企業の社会的責任）の一層の充実を図ることにより、当社グループの持続可能な成長に向けて邁進してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

⑸ 財産および損益の状況の推移

区　　分	第 84 期 自 平成25年 4 月 1 日 至 平成26年 3 月31日	第 85 期 自 平成26年 4 月 1 日 至 平成27年 3 月31日	第 86 期 自 平成27年 4 月 1 日 至 平成28年 3 月31日	第 87 期 (当連結会計年度) 自 平成28年 4 月 1 日 至 平成29年 3 月31日
売上高（百万円）	75,269	88,086	89,969	88,764
営業利益（百万円）	10,025	13,253	12,438	9,954
経常利益（百万円）	12,269	14,443	12,684	9,867
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	7,549	8,818	7,716	6,343
1株当たり当期純利益	168円54銭	196円61銭	177円30銭	146円18銭
純資産（百万円）	139,962	151,999	147,270	152,931
総資産（百万円）	155,859	174,863	167,300	174,492

（注）1．第85期につきましては、材料事業の高付加価値製品等の売上が好調に推移したこと、装置事業が３期ぶりの増収を確保したことにより、第84期に比べ売上高は増加いたしました。利益面におきましては、材料事業の増収効果、装置事業の収支改善、円安の恩恵を受け、営業利益、経常利益および当期純利益はいずれも過去最高益を更新することができました。

2．「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日）等の適用により、第86期より「当期純利益」の科目表示を「親会社株主に帰属する当期純利益」に変更しております。

⑹ **重要な親会社および子会社の状況**（平成29年３月31日現在）

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
TOKYO OHKA KOGYO AMERICA, INC.	2,000万米ドル	100%	フォトレジスト等の製造および販売ならびにフォトレジスト付属薬品の開発、製造および販売
台湾東應化股份有限公司	7,050万台湾ドル	70%	フォトレジスト等の製造および販売ならびにフォトレジスト付属薬品の開発、製造および販売
長春應化（常熟）有限公司	6,041万中国元	51%	フォトレジスト付属薬品の製造および販売
ＴＯＫ尖端材料株式会社	900億 韓国ウォン	90%	フォトレジストの開発、製造および販売ならびにフォトレジスト付属薬品の販売

（注）１．Tokyo Ohka Kogyo Europe B.V.は、売上高および利益面における重要性が低下したため、重要な子会社から除いております。

２．長春應化（常熟）有限公司は、利益面における重要性が高まりましたため、重要な子会社とすることにいたしました。

⑺ **主要な事業内容**（平成29年3月31日現在）

当社グループが製造および販売する主要製品は、次のとおりであります。

① 材料事業

部門	主要製品	主な用途
エレクトロニクス機能材料	フォトレジスト被膜形成用塗布液	半導体・液晶ディスプレイ・電子部品・太陽電池製造用
高純度化学薬品	フォトレジスト付属薬品 無機化学品 有機化学品	半導体・液晶ディスプレイ・電子部品・化粧品・電池製造用および化学品

② 装置事業

部門	主要製品	主な用途
プロセス機器	貼付・分離装置 貼付・分離用材料 塗布・現像装置 薬液自動供給装置	半導体・液晶ディスプレイ製造用

⑻ 主要な営業所および工場（平成29年3月31日現在）

① 当 社

名称	所在地	名称	所在地
本社	神奈川県川崎市	熊谷工場	埼玉県熊谷市
相模事業所	神奈川県高座郡	御殿場工場	静岡県御殿場市
湘南事業所	神奈川県高座郡	阿蘇工場	熊本県阿蘇市
郡山工場	福島県郡山市	流通センター	神奈川県海老名市
宇都宮工場	栃木県宇都宮市		

② 子会社

(イ) 国 内

名称	所在地
熊谷応化株式会社	埼玉県熊谷市
ティーオーケーエンジニアリング株式会社	神奈川県川崎市
ティーオーケーテクノサービス株式会社	神奈川県高座郡
オーカサービス株式会社	神奈川県川崎市

(ロ) 海 外

名称	所在地
TOKYO OHKA KOGYO AMERICA, INC.	米国
台湾東應化股份有限公司	台湾
長春應化（常熟）有限公司	中国
Tokyo Ohka Kogyo Europe B.V.	オランダ
TOK尖端材料株式会社	韓国

⑼ **使用人の状況**（平成29年3月31日現在）

① 当社グループの使用人の状況

区　　分	使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
材 料 事 業	1,386 名	21名増
装 置 事 業	82	1名増
全社（共通）	128	10名増
合　　計	1,596	32名増

（注）使用人数には、当社グループから当社グループ外への出向者（13名）および嘱託者（66名）を含めておりません。

② 当社の使用人の状況

使　用　人　数	前事業年度末比増減	平　均　年　齢	平均勤続年数
1,186 名	1名増	43.0 歳	20.5 年

（注）使用人数には、当社から当社外への出向者（97名）および嘱託者（64名）を含めず、当社外から当社への出向者（3名）を含めております。

2．会社の株式に関する事項（平成29年３月31日現在）

⑴ **発行可能株式総数**　197,000,000株

⑵ **発行済株式の総数**　45,100,000株（自己株式1,462,338株を含む）

⑶ **株主数**　5,643名

⑷ **大株主（上位10名）**

株主名	持株数	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,946千株	6.75%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,710	6.21
明治安田生命保険相互会社	1,826	4.19
ＭＬＰＦＳ　ＣＵＳＴＯＤＹ　ＡＣＣＯＵＮＴ	1,494	3.42
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	1,207	2.77
日立化成株式会社	1,069	2.45
株式会社横浜銀行	1,026	2.35
公益財団法人東京応化科学技術振興財団	984	2.26
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	953	2.19
三菱ＵＦＪキャピタル株式会社	860	1.97

（注）１．当社は、自己株式を1,462千株保有しておりますが、上記大株主から除いております。
２．持株比率は、発行済株式の総数から自己株式を除いた株式数（43,637,662株）を基準に算出しております。

⑸ その他株式に関する重要な事項

当社は、平成24年１月11日開催の取締役会決議により、当社の福利厚生制度を拡充するとともに、株価上昇へのインセンティブ付与による当社の中長期的な企業価値の向上を図ることを目的として、従業員向けインセンティブ・プラン「従業員持株ESOP信託」（以下、「本プラン」といいます。）を導入いたしました。

本プランでは、「東京応化社員持株会」（以下、「当社持株会」といいます。）が、５年間にわたり取得すると見込まれる数の当社株式を、新たに設定された信託が予め取得し、当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却します。

本プランにより当該信託が取得する株式につきましては、当社の会計処理においては、その取得および売却を自己株式の増加または減少として連結計算書類および計算書類に反映させることとなりますが、当社が取得したものではないため、本項における自己株式の数には含めておりません。

なお、本プランは、本プランの導入時に定めた信託期間の満了日である平成29年３月20日付をもって終了いたしました。

3．会社の新株予約権等に関する事項

⑴　当事業年度末日において当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

保有者	名　称 （発行年月日）	保有者数	保有数	目的となる株式の種類および数	1株当たりの行使価額	権利行使期間
		名	個		円	
取締役（社外取締役を除く）	第1回新株予約権 （平成25年1月10日）	2	125	当社普通株式 12,500株	1,759	平成28年6月1日から 平成31年5月31日まで
	第2回新株予約権 （平成26年8月5日）	6	158	当社普通株式 15,800株	1	平成26年8月6日から 平成56年8月5日まで
	第3回新株予約権 （平成27年8月4日）	6	106	当社普通株式 10,600株	1	平成27年8月5日から 平成57年8月4日まで
	第4回新株予約権 （平成28年8月4日）	6	171	当社普通株式 17,100株	1	平成28年8月5日から 平成58年8月4日まで
監査役	第2回新株予約権 （平成26年8月5日）	1	16	当社普通株式 1,600株	1	平成26年8月6日から 平成56年8月5日まで
	第3回新株予約権 （平成27年8月4日）	1	11	当社普通株式 1,100株	1	平成27年8月5日から 平成57年8月4日まで

（注）1．上記には、執行役員分または使用人分として交付した新株予約権を含めております。
2．監査役保有分は、監査役就任前に執行役員分として交付した新株予約権であります。

⑵　当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権の状況

交付対象者	名　称 （発行年月日）	交付者数	交付数	目的となる株式の種類および数	1株当たりの行使価額	権利行使期間
		名	個		円	
当社執行役員	第4回新株予約権 （平成28年8月4日）	6	122	当社普通株式 12,200株	1	平成28年8月5日から 平成58年8月4日まで

（注）上記は、当社の取締役を兼務していない執行役員に交付した新株予約権であります。

4．会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（平成29年３月31日現在）

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役 取締役社長	阿久津 郁夫	執行役員社長	
取締役	駒野 博司	執行役員 新事業開発室長	
取締役	佐藤 晴俊	執行役員 開発本部長	
取締役	水木 國雄	執行役員 総務本部長	オーカサービス株式会社 代表取締役取締役社長
取締役	徳竹 信生	執行役員 材料事業本部長	TOKYO OHKA KOGYO AMERICA, INC. 取締役 台湾東應化股份有限公司 董事
取締役	山田 敬一	執行役員 営業本部長	台湾東應化股份有限公司 董事 Tokyo Ohka Kogyo Europe B.V. 取締役
取締役	栗本 弘嗣		オイレス工業株式会社 顧問
取締役	関口 典子		関口公認会計士事務所 所長 独立行政法人国際協力機構 契約監視委員 独立行政法人国際協力機構 外部審査委員
常勤監査役	藤下 一		
監査役	新保 誠一		伊藤忠エネクス株式会社 取締役（社外取締役）
監査役	米田 克巳		
監査役	斎藤 広志		株式会社三菱UFJトラスト投資工学研究所 顧問

（注）１．当事業年度中の取締役および監査役の異動

(1) 平成28年６月28日開催の第86回定時株主総会において、山田敬一氏は取締役に、藤下　一氏は監査役に、新たに選任され就任いたしました。また、藤下　一氏は、同日開催の監査役会の決議により常勤監査役に選定され就任いたしました。

(2) 平成28年６月28日開催の第86回定時株主総会終結の時をもって、取締役岩崎光文および常勤監査役田澤賢二の両氏は、任期満了により退任いたしました。

⑶ 当事業年度中の取締役および監査役の地位、担当および重要な兼職の状況の変更は、次のとおりであります。

氏名	変更前	変更後	変更年月日
徳竹信生	取締役 (熊谷応化株式会社 代表取締役取締役社長)	取締役 (－)	平成28年６月14日
栗本弘嗣	取締役 (オイレス工業株式会社 相談役)	取締役 (オイレス工業株式会社 顧問)	平成28年６月29日
斎藤広志	監査役 (丸全昭和運輸株式会社 監査役 (社外監査役))	監査役 (－)	平成28年６月29日

２．取締役栗本弘嗣および取締役関口典子の両氏は、社外取締役であります。
３．監査役新保誠一、監査役米田克巳および監査役斎藤広志の各氏は、社外監査役であります。
４．当社は、取締役栗本弘嗣、取締役関口典子、監査役新保誠一、監査役米田克巳および監査役斎藤広志の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

（ご参考）
当事業年度末現在の取締役を兼務していない執行役員は、次のとおりであります。

常務執行役員	（経理本部長）	柴村洋一
常務執行役員	（経営企画室長）	萩原嘉男
常務執行役員	（TOK尖端材料株式会社 代表理事社長）	柴垣篤郎
執行役員	（TOK尖端材料株式会社 代表理事副社長）	張俊
執行役員	（開発本部副本部長）	佐藤和史
執行役員	（台湾東應化股份有限公司 董事長兼総経理）	入野浩一
執行役員	（材料事業本部副本部長）	村上裕一
執行役員	（新事業開発室副室長）	種市順昭
執行役員	（TOKYO OHKA KOGYO AMERICA, INC. 取締役社長）	土井宏介
執行役員	（プロセス機器事業本部長）	本川司

⑵ 取締役および監査役の報酬等の額

区　　分	支　給　人　員	支　給　額
取　締　役	9 名	194 百万円
監　査　役	5	50
合　　計	14	244

（注）１．上記には、第86回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名および監査役１名を含めております。
２．取締役の支給額には、執行役員兼務取締役の執行役員分の報酬等を含めておりません。
３．取締役の支給額には、取締役８名（うち、社外取締役２名）に対する当事業年度の役員賞与引当金繰入額14百万円を含めております。
４．取締役の支給額には、社外取締役を除く取締役７名に対するストックオプション報酬として割り当てた新株予約権の当事業年度の費用計上額22百万円を含めております。
５．上記の支給額のうち、社外取締役２名および社外監査役３名の報酬等の総額は47百万円であります。

⑶ 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区　　分	氏　　名	重要な兼職の状況	重要な兼職先と当社との関係
取　締　役	栗 本 弘 嗣	オイレス工業株式会社 顧問	特別の関係はありません。
取　締　役	関 口 典 子	関口公認会計士事務所 所長 独立行政法人国際協力機構 契約監視委員 独立行政法人国際協力機構 外部審査委員	特別の関係はありません。
監　査　役	新 保 誠 一	伊藤忠エネクス株式会社 取締役（社外取締役）	特別の関係はありません。
監　査　役	斎 藤 広 志	株式会社三菱UFJトラスト投資工学研究所 顧問	特別の関係はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③　当事業年度における主な活動状況

区　　分	氏　　名	主な活動状況
取　締　役	栗 本 弘 嗣	当事業年度開催の取締役会15回の全て（出席率 100%）に出席し、主に上場企業の経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、適宜議案の審議に必要な発言を行いました。
取　締　役	関 口 典 子	当事業年度開催の取締役会15回のうち14回（出席率 93%）に出席し、主に公認会計士業務を通じて培われた会計における高度な専門性と企業での豊富な実務経験をもとに、適宜議案の審議に必要な発言を行いました。
監　査　役	新 保 誠 一	当事業年度開催の取締役会15回の全て（出席率 100%）に、また、監査役会15回の全て（出席率 100%）にそれぞれ出席し、主に金融機関等における豊富な経験と経営者としての幅広い見識をもとに、適宜意見の表明および質問を行いました。
監　査　役	米 田 克 巳	当事業年度開催の取締役会15回の全て（出席率 100%）に、また、監査役会15回の全て（出席率 100%）にそれぞれ出席し、主に金融機関等における豊富な経験と経営者としての幅広い見識をもとに、適宜意見の表明および質問を行いました。
監　査　役	斎 藤 広 志	当事業年度開催の取締役会15回の全て（出席率 100%）に、また、監査役会15回の全て（出席率 100%）にそれぞれ出席し、主に金融機関の経営者としての豊富な経験と幅広い見識に加え、他の会社における監査役の経験をもとに、適宜意見の表明および質問を行いました。

④　責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役栗本弘嗣、取締役関口典子、監査役新保誠一、監査役米田克巳および監査役斎藤広志の各氏と会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

5．会計監査人の状況

⑴ 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

⑵ 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区　　分	支 払 額
① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	百万円 52
② 当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	57

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、①の金額には「金融商品取引法」に基づく監査の報酬等の額を含めております。

2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

3．当社の重要な子会社は、当社会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

⑶ 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、決算期変更に関する指導・助言業務についての対価を支払っております。

⑷ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める事由のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任した旨およびその理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の独立性、監査の適正性および職務執行状況等を勘案し、会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

６．会社の体制および方針

⑴　取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、上記体制につきまして、取締役会において次のとおり決議しております。

【当社の取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制】

①　「コンプライアンス行動基準」に基づき、役職員が法令、定款、社内規程等を遵守する体制を構築する。

②　取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、法令・行動基準違反等への対応を図る。

③　法令・行動基準違反等の事実の早期発見・解決を図るため、監査役ルートおよび社外ルートを含めた内部通報制度を設けるとともに、当該通報制度利用者が不利益な扱いを受けることのない体制を構築する。

④　取締役の職務執行の適法性を確保するため、当社と利害関係のない社外取締役を置く。

⑤　財務報告の信頼性を確保するための体制の整備・充実を図る。

⑥　市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関わりを持たず、また、不当な要求に対しては断固としてこれを拒絶する。

【当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制】

①　取締役会議事録、稟議書等重要な意思決定に係る情報を適切に保存し、管理する。

②　取締役および監査役はこれらの情報に係る文書または電磁的媒体（以下、「文書等」という。）を常時閲覧できるものとする。

③　総務本部長を委員長とする情報管理委員会を設置し、当社グループにおける有用な情報資産の保護および管理を行い、かつ適切な情報資産の共有を図る。

【当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制】

① 取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、当社グループのコンティンジェンシー・プランである事業継続計画の策定を行い、平時における危機（リスク）の事前予知、予防措置・未然防止策の確立および社内への徹底ならびに緊急事態発生時の迅速・的確な対応を図る。

② 当社が保有する金融資産の保全および効率的な運営を行うとともに、財務リスクから当社の資産・負債と利益の効率的かつ機動的な保全を図る。

【当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制】

① 中期計画を策定し、会社として達成すべき目標を明確化する。

② 執行役員制度を導入し、経営意思決定・経営監督および業務執行の各機能の強化と責任の明確化を図る。

③ 「取締役会規程」等に基づき、取締役の職務執行ルールを明示するとともに、「執行役員会規程」、「職務権限規程」等の厳正な運用に努め、取締役会における意思決定の効率的な執行を担保する。

④ 取締役の任期を１年とし、経営責任を明確化する。

【当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制】

（子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制）

子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社役員への定期的な報告を義務付けるとともに、子会社における経営判断上重要な一定の事項については、当社の指導・承認を得ることとする。また、必要に応じて子会社管理の担当部署が報告内容等を確認する。

（子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制）

① 不測の事態や危機の発生時にグループの事業の継続を図るため、事業継続計画を子会社の役職員にも周知する。

② 子会社に対し、事業を継続させるための組織および活動について指導する。また、海外子会社においては、現地特有のリスクに配慮しつつ、指導を行う。

③ 子会社に対し、内在する財務リスクの軽減策等の指導を行う。

（子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制）

① グループ中期計画を策定し、事業年度ごとのグループ全体の重点経営目標および予算等を定めるとともに、定期的に当社および子会社においてグループの経営方針等を共有する体制を構築する。

② グループにおける権限および意思決定プロセスを定め、子会社にこれに準拠した体制を構築させる。

③ 子会社担当役員を置くとともに、子会社管理の担当部署を設置する。

（子会社の取締役等の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制）

① 子会社に対し各社の「コンプライアンス行動基準」を制定させるとともに、すべての役職員に周知徹底を図らせることにより、グループ全体のコンプライアンス体制を構築する。

② 子会社の役職員が通報を行うことができる内部通報制度を設けるとともに、当該通報制度利用者が不利益な扱いを受けることのない体制を構築する。

③ 当社のコンプライアンス委員会において定期的に子会社におけるコンプライアンス上の問題を確認し、報告を受ける体制を構築する。また、当該報告を踏まえ、必要に応じて、当社から子会社に対し指導・教育を行う。

（その他）

監査室は子会社からの報告を基に、グループにおける内部統制評価を行い、その結果を当社役員に対して報告する。また、当該報告を踏まえ、必要に応じて、子会社に対して内部統制に関する指導を行う。

【監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項】

監査役の職務を補助すべき専任または兼任の使用人を適切に配置する。

【監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項】

監査役の職務を補助すべき使用人は、必要な調査権限・情報収集権限を与えられる。また、当該使用人の人事異動および考課について、事前に監査役会の同意を得るとともに、当該使用人が監査役の指揮命令に従う体制を構築する。

【取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制】

① 監査役は執行役員会その他重要な会議に出席できるものとし、また、グループの役職員は次の事項を監査役に報告または提供する。

㈠ 会社に著しい損害を与える事項が発生しまたは発生するおそれがあるときは、当該事項

㈡ 法令・定款等に違反するまたは不正な行為を発見したときは、当該行為の内容等

㈢ 重要な意思決定に係る文書等

㈣ 監査室が実施した内部監査の結果

② 当社および子会社は、内部通報の状況を定期的に当社の監査役に報告するとともに、報告者が報告したことを理由に不利益な扱いを受けることのない体制を構築する。

【監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項】

監査役の職務の執行について生ずる費用等を円滑に支弁するため、各事業年度において予算を確保する。また、有事・緊急時など監査役が必要とする場合には、予算外の監査費用の前払・償還に応じる。

【その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制】

① 代表取締役との定期的な意見交換会を開催する。

② 役職員の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努める。

⑵ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当該体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

【コンプライアンス体制】

① 「コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンス委員会を開催し、その活動内容の概要を取締役会に報告いたしました。

② 海外子会社における内部通報制度を整備したほか、当社グループ内のコンプライアンス関連情報の一元管理を強化するなど、グループ・コンプライアンス体制の改善を図りました。

【情報の保存および管理体制】

① 「情報管理基本規程」に基づき、情報管理委員会を開催し、その活動内容の概要を取締役会に報告いたしました。

② 「文書整理保存規程」に基づき、取締役会議事録、稟議書等重要な意思決定に係る情報を種類毎に保存期間を定め、適切に保存・管理しております。

③ 当社グループにおける有用な情報資産の保護、管理および共有に係るルールの整備を進めました。

【リスクマネジメント体制】

① 「リスク管理規程」に基づき、リスク管理委員会を開催し、その活動内容の概要を取締役会に報告いたしました。

② 昨年４月に発生した「平成28年熊本地震」の教訓を活かし、「事業継続計画」の見直しを行いました。

③ TOKグループリスク管理委員会を設置し、当社グループにおけるリスク分析を行いました。

④ 「財務リスク管理規程」に基づき、取締役会において当社グループ内での財務リスク状況の報告を行うとともに、年次の対応方針を付議し、決定いたしました。

【効率的な職務執行体制】

① 平成28年度を初年度とする３カ年の中期計画「tok中期計画2018」を策定し、その目標の達成に向けて、進捗管理を定期的に行い、取締役会に報告しております。

② 当社は、取締役会（当事業年度中に計15回）、執行役員会（当事業年度中に計12回）において、各付議事項を審議し、効率的な意思決定を行いました。

③　当社グループ内でのグループ共通の課題に対する審議や情報共有を目的に、各種会議を定期的に開催し連携を図っております。

【業務執行の報告およびその他のグループ内部統制体制】

①「子会社管理規程」に基づき、国内外子会社から月次業務報告書の提出を受けております。また、海外子会社については、当社取締役会等で年次報告を行っております。

②　当社と子会社との一体性を確保し、当社グループの企業価値向上を図ることを目的として、グループ全体を統括する経営管理体制構築のために発足したプロジェクトにおいて、グループ横断的な業務プロセスを対象に、権限、承認、報告等の諸規程の整備を進めました。

③「財務報告に係る内部統制に関する基本方針」に基づき、内部統制評価を年1回実施し、内部統制委員会に報告するとともに、その概要を取締役会に報告いたしました。

【監査役関連体制】

①　監査役は、取締役会をはじめ、執行役員会その他重要な会議への出席、稟議書等の重要書類の閲覧および当社グループの国内外拠点における往査を通じて、取締役の職務執行に対する監査を行っております。

②　監査役は、代表取締役に対して定期的なヒアリングを行うほか、監査室および会計監査人と定期的に情報・意見交換を行うなど、連携して監査の実効性と効率性を高めております。

③　監査役（常勤監査役および社外監査役）は、社外取締役との定期的な会合を四半期に一度開催することとし、社外取締役との情報・意見交換に努めております。

④　監査役の職務を補助すべき兼任の使用人を1名配置し、監査役の職務が円滑に遂行できる体制を確保しております。

⑶ 会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社株主共同の利益および当社企業価値を持続的に確保・向上させていくことを可能とする者である必要があると考えております。

一方、当社の企業価値の源泉であるステークホルダーとの関係や事業特性を十分に理解することなく、当社株式等の大規模な買付行為を行った後の当社の経営方針の安易な変更やいわゆる焦土化経営等により、ステークホルダーとの良好な関係が破壊され、新技術や技術資源が流出することは、当社株主共同の利益および当社企業価値を著しく毀損することとなりますため、これにつながる当該買付行為を行い、または行おうとする者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切と考えております。

こうした考えの下、当社取締役会は、当該買付行為が行われる際に、当該買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために、当該買付行為を行い、または行おうとする者と交渉を行うことなどを可能にする仕組みを設け、当該買付行為が当社株主共同の利益および当社企業価値を著しく毀損すると判断される場合等には、法令および当社定款の許容する限度において相当と判断した対抗措置をとることが、株主の皆様から負託された者としての責務であると考えております。

② 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

㈠ 経営理念と企業価値の源泉

当社は、昭和15年の創業以来、「技術のたゆまざる研鑽」、「製品の高度化」、「社会への貢献」、「自由闊達」を経営理念として掲げ、ユーザーが満足する最高の製品とサービスを提供することにより、社会とともに発展していくことを目指し、常に新しい価値の創造に向かってチャレンジしてまいりました。そして、この精神は現在も変わることなく受け継がれ、当社事業活動の根幹を形成しております。

当社におけるものづくりの歴史は、フォトリソグラフィによる独自の微細加工技術を基盤として、半導体、液晶ディスプレイをはじめとするエレクトロニクス市場において確固たる信頼とブランドを築き上げるとともに、ユーザーに密着したグローバル展開を図ることで、新たなニーズをいち早く取り込むことにより、微細加工技術のさらなる進化を実現してまいりました。長年にわたり培ってきた、この有機的な連鎖こそが当社企業価値の源泉であると考えております。

㈡ 「tok中期計画2018」における企業価値向上の取組み

平成28年度を初年度とする３カ年の中期計画「tok中期計画2018」では、営業利益200億円の達成を目標の一つとする平成32年度のありたい姿の実現に向けて、「事業ポートフォリオの変革」、「顧客密着戦略の進化」、「グローバルに対応できる人材の開発を推進」および「経営基盤強化とTOKグループ構想の実現」を全社戦略に掲げております。本中期計画の諸施策をグループ一丸となり着実に遂行していくことにより、過去最高益の更新を目指すとともに、持続的成長の基礎となる事業基盤の強化を図ってまいります。

㈢ コーポレートガバナンスの強化

当社は、当社株主共同の利益および当社企業価値を持続的に確保・向上させていくために、経営の透明性、健全性および効率性の確保に資するコーポレートガバナンスの充実を経営上の重要課題と位置づけております。

こうした考えの下、経営監督機能の強化や意思決定の迅速化を図るため、執行役員制度を導入しているほか、事業年度における取締役の経営責任を明確にするため、取締役の任期を２年から１年に短縮しております。また、取締役会の透明性を高めるとともに、さらなる監督機能の強化を図ることを目的として、独立性を有する社外取締役を２名選任しております。取締役の報酬は、基本報酬である定額報酬、単年度の業績連動報酬である賞与に加えて、業績および企業価値向上ひいては株価向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的とした、株価連動報酬であるストックオプションで構成しております。加えて、株主総会における議決権行使の円滑化に向けた取組みや存在感を増す海外子会社の経営管理の強化、コンプライアンス体制の整備といったグループ内部統制システムの充実に向けた取組みを進めるなど、コーポレートガバナンスの強化に努めております。

㈣ 株主還元の考え方

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題の一つと位置づけ、長期的な視点に立ち、財政状態や業績等を総合的に勘案したうえで、新たな成長につながる新技術・新製品への積極的な研究開発投資、品質の向上や既存事業のさらなる効率化に向けた製造設備等への投資、さらには国内外での事業展開強化等、企業競争力の強化や収益の拡大に不可欠な諸施策を推進し持続的な企業価値の向上を図るための原資として有効に活用すべく、内部留保の確保に意を用いる一方、現在の水準を考慮しつつ連結配当性向40％以上の配当を継続的に実施させていただくとともに、自己株式の取得を弾力的に実施することを基本方針としております。

③　基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

基本方針に照らして不適切な者により当社の財務および事業の方針が決定されることや、当社株主共同の利益および当社企業価値を著しく毀損することにつながる当社株式等の大規模な買付行為を防止し、当該買付行為が行われる際に、株主の皆様が応じるか否かについて適切に判断できるようにするため、「当社株式等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」（以下、「買収防衛策」といいます。）を導入しております。

買収防衛策におきましては、当該買付行為を行い、または行おうとする者（以下、「大規模買付者」といいます。）が当該買付行為に先立ち、当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、それに基づき当社取締役会が当該買付行為について検討・評価を行うための期間を設け、かかる期間が経過した後に当該買付行為が開始されるという大規模買付ルールを定めております。

当社取締役会は、大規模買付者に対してこの大規模買付ルールの遵守を求め、大規模買付ルールに則り必要かつ十分な情報を受領した場合には、その内容を吟味し、当社取締役会としての見解を適時・適切に開示し、買付提案の受入れまたは代替案の提示等、その見解に基づく対応をとることといたします。また、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを遵守した場合であっても当該買付行為が当社株主共同の利益および当社企業価値を著しく毀損すると判断される場合には、一定の対抗措置をとることができますが、その発動にあたりましては、当社取締役会から独立した組織である特別委員会の勧告を最大限尊重するなど、判断の公平さを担保するための手続きを経る仕組みを設けております。

④　上記取組みに対する当社取締役会の判断およびその判断に係る理由

⑴　上記②の取組みに対する当社取締役会の判断およびその判断に係る理由

上記②の取組みは、当社株主共同の利益および当社企業価値を持続的に確保・向上させるために実施しておりますので、基本方針に沿うものであり、かつ、当社株主共同の利益を毀損するものではないと考えております。また、コーポレートガバナンスの強化により取締役の経営責任の明確化等を図っていることから、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

㈡　上記③の取組みに対する当社取締役会の判断およびその判断に係る理由

上記③の取組みは、以下の理由により、基本方針に沿うものであり、当社株主共同の利益を毀損するものではなく、かつ、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

●　買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

買収防衛策は、経済産業省および法務省が平成17年５月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に定める３原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しており、かつ、企業価値研究会が平成20年６月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を踏まえております。

●　当社株主共同の利益および当社企業価値の確保・向上の目的をもって継続されたものであること

買収防衛策は、当社株式等の大規模な買付行為が行われる際に、当該買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うことなどを可能とすることにより、当社株主共同の利益および当社企業価値を確保・向上させるという目的をもって継続されたものであります。なお、買収防衛策の継続につきましては、平成27年６月25日開催の第85回定時株主総会においてご承認いただいております。

●　株主意思を重視するものであること

買収防衛策は、第85回定時株主総会においてご承認いただいたうえで継続されたものであります。また、その後の当社株主総会において変更または廃止の決議がなされた場合には、買収防衛策は当該決議に従い変更または廃止されることとなります。従いまして、買収防衛策の継続、変更および廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっております。

●　独立性の高い社外者の判断を重視し、その判断の概要について情報開示を行うこと

当社は、買収防衛策の導入にあたり、当社株式等の大規模な買付行為への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的な判断を排し、取締役会の判断および対応の客観性および合理性を確保することを目的として特別委員会を設置しております。特別委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立し、当社および当社取締役との間に特別の利害関係を有していない社外者の中から選任された委員で構成され、当社取締役会は、その判断に際して特別委員会の勧告を最大限尊重することとしております。

また、当社は、特別委員会の判断の概要について株主および投資家の皆様に適時・適切に情報開示を行うこととし、当社株主共同の利益および当社企業価値の確保・向上に資するよう買

収防衛策の透明な運営が行われる仕組みを確保しております。

● 合理的かつ客観的な発動要件を設定していること

買収防衛策は、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

● デッドハンド型およびスローハンド型の買収防衛策ではないこと

買収防衛策は、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとしております。従いまして、買収防衛策は、デッドハンド型の買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は、取締役の任期を１年としており、取締役選任議案に関する議決権行使を通じ、買収防衛策の継続、買収防衛策に基づき取締役会決議により発動された対抗措置に対し、株主の皆様の意思が反映できることとしているため、買収防衛策は、スローハンド型の買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

（ご参考）

買収防衛策の詳細につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.tok.co.jp/content/download/2637/40347/file/150521.pdf）をご覧ください。

（注）本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。また、比率は表示桁単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

（平成29年３月31日現在）

（単位　百万円）

科目	金額		科目	金額	
（資産の部）			（負債の部）		
Ⅰ流動資産			Ⅰ流動負債		
1現金及び預金		49,663	1支払手形及び買掛金		9,607
2受取手形及び売掛金		19,893	2短期借入金		135
3有価証券		2,000	3未払金		3,967
4商品及び製品		5,862	4未払法人税等		1,390
5仕掛品		3,299	5繰延税金負債		21
6原材料及び貯蔵品		4,451	6前受金		336
7繰延税金資産		1,421	7賞与引当金		1,744
8その他		2,298	8役員賞与引当金		14
貸倒引当金		△242	9製品保証引当金		19
流動資産合計		88,647	10その他		2,299
Ⅱ固定資産			流動負債合計		19,536
1有形固定資産			Ⅱ固定負債		
(1)建物及び構築物	60,088		1繰延税金負債		1,515
減価償却累計額	△40,591	19,497	2退職給付に係る負債		223
(2)機械装置及び運搬具	57,828		3資産除去債務		88
減価償却累計額	△44,074	13,754	4その他		198
(3)工具、器具及び備品	19,844		固定負債合計		2,024
減価償却累計額	△15,621	4,223	負債合計		21,561
(4)土地		8,976	（純資産の部）		
(5)建設仮勘定		3,214	Ⅰ株主資本		
有形固定資産合計		49,666	1資本金		14,640
2無形固定資産		640	2資本剰余金		15,207
3投資その他の資産			3利益剰余金		113,708
(1)投資有価証券		14,325	4自己株式		△4,086
(2)長期貸付金		572	株主資本合計		139,470
(3)退職給付に係る資産		1,462	Ⅱその他の包括利益累計額		
(4)繰延税金資産		457	1その他有価証券評価差額金		4,694
(5)長期預金		18,000	2為替換算調整勘定		3,533
(6)その他		1,016	3退職給付に係る調整累計額		△139
貸倒引当金		△297	その他の包括利益累計額合計		8,088
投資その他の資産合計		35,537	Ⅲ新株予約権		221
固定資産合計		85,844	Ⅳ非支配株主持分		5,150
資産合計		174,492	純資産合計		152,931
			負債純資産合計		174,492

連結損益計算書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位　百万円）

科目	金	額
Ⅰ　売上高		88,764
Ⅱ　売上原価		56,786
売上総利益		31,978
Ⅲ　販売費及び一般管理費		22,023
営業利益		9,954
Ⅳ　営業外収益		
1　受取利息	54	
2　受取配当金	223	
3　持分法による投資利益	126	
4　受取保険金及び配当金	90	
5　助成金収入	130	
6　その他	234	860
Ⅴ　営業外費用		
1　デリバティブ評価損	439	
2　為替差損	445	
3　その他	62	947
経常利益		9,867
Ⅵ　特別利益		
1　投資有価証券売却益	265	
2　その他	4	270
Ⅶ　特別損失		
1　減損損失	678	
2　災害による損失	91	
3　その他	147	917
税金等調整前当期純利益		9,220
法人税、住民税及び事業税	2,636	
法人税等調整額	△454	2,181
当期純利益		7,039
非支配株主に帰属する当期純利益		695
親会社株主に帰属する当期純利益		6,343

連結株主資本等変動計算書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位　百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成28年４月１日期首残高	14,640	15,207	110,359	△5,239	134,967
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△2,775		△2,775
親会社株主に帰属する当期純利益			6,343		6,343
自己株式の取得				△2	△2
自己株式の処分			△218	1,156	937
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	3,349	1,153	4,503
平成29年３月31日期末残高	14,640	15,207	113,708	△4,086	139,470

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
平成28年４月１日期首残高	2,834	4,823	△253	7,403	309	4,589	147,270
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△2,775
親会社株主に帰属する当期純利益							6,343
自己株式の取得							△2
自己株式の処分					△174		763
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	1,860	△1,290	114	684	86	560	1,332
連結会計年度中の変動額合計	1,860	△1,290	114	684	△88	560	5,660
平成29年３月31日期末残高	4,694	3,533	△139	8,088	221	5,150	152,931

貸借対照表

（平成29年３月31日現在）

（単位　百万円）

科目	金額		科目	金額	
（資産の部）			（負債の部）		
Ⅰ流動資産			Ⅰ流動負債		
1現金及び預金		32,535	1電子記録債務		391
2受取手形		1,250	2買掛金		5,851
3売掛金		19,179	3未払金		2,070
4有価証券		2,000	4未払費用		1,301
5商品及び製品		2,832	5未払法人税等		621
6仕掛品		2,037	6前受金		336
7原材料及び貯蔵品		3,549	7預り金		292
8前払費用		272	8賞与引当金		1,639
9繰延税金資産		916	9役員賞与引当金		14
10その他		6,562	10製品保証引当金		19
貸倒引当金		△265	11設備関係未払金		1,940
流動資産合計		70,872	12その他		241
Ⅱ固定資産			流動負債合計		14,720
1有形固定資産			Ⅱ固定負債		
(1)建物		10,317	1繰延税金負債		310
(2)構築物		970	2退職給付引当金		598
(3)機械及び装置		5,671	3資産除去債務		88
(4)車両運搬具		9	4その他		24
(5)工具、器具及び備品		2,770	固定負債合計		1,021
(6)土地		6,977	負債合計		15,742
(7)建設仮勘定		958	（純資産の部）		
有形固定資産合計		27,675	Ⅰ株主資本		
2無形固定資産			1資本金		14,640
(1)ソフトウェア		317	2資本剰余金		
(2)その他		4	(1)資本準備金		15,207
無形固定資産合計		322	資本剰余金合計		15,207
3投資その他の資産			3利益剰余金		
(1)投資有価証券		13,389	(1)利益準備金		1,640
(2)関係会社株式		8,952	(2)その他利益剰余金		
(3)関係会社出資金		400	固定資産圧縮積立金	555	
(4)従業員に対する長期貸付金		9	別途積立金	74,253	
(5)関係会社長期貸付金		4,963	繰越利益剰余金	24,295	99,104
(6)破産更生債権等		218	利益剰余金合計		100,745
(7)長期前払費用		186	4自己株式		△4,086
(8)前払年金費用		2,179	株主資本合計		126,507
(9)長期預金		18,000	Ⅱ評価・換算差額等		
(10)その他		223	1その他有価証券評価差額金		4,694
貸倒引当金		△225	評価・換算差額等合計		4,694
投資その他の資産合計		48,295	Ⅲ新株予約権		221
固定資産合計		76,293	純資産合計		131,423
資産合計		147,166	負債純資産合計		147,166

損　益　計　算　書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位　百万円）

科目	金	額
Ⅰ　売上高		61,283
Ⅱ　売上原価		35,491
売上総利益		25,791
Ⅲ　販売費及び一般管理費		19,363
営業利益		6,428
Ⅳ　営業外収益		
1　受取利息	142	
2　受取配当金	1,293	
3　為替差益	495	
4　助成金収入	130	
5　その他	269	2,332
Ⅴ　営業外費用		
1　デリバティブ評価損	552	
2　その他	40	592
経常利益		8,167
Ⅵ　特別利益		
1　投資有価証券売却益	265	
2　その他	3	268
Ⅶ　特別損失		
1　減損損失	632	
2　災害による損失	91	
3　その他	148	871
税引前当期純利益		7,564
法人税、住民税及び事業税	1,567	
法人税等調整額	△52	1,514
当期純利益		6,049

株主資本等変動計算書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位　百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		
					固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金
平成28年４月１日期首残高	14,640	15,207	15,207	1,640	587	74,253	21,207
事業年度中の変動額							
固定資産圧縮積立金の取崩					△31		31
剰余金の配当							△2,775
当期純利益							6,049
自己株式の取得							
自己株式の処分							△218
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）							
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	△31	－	3,087
平成29年３月31日期末残高	14,640	15,207	15,207	1,640	555	74,253	24,295

	株主資本			評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
	利益剰余金合計						
平成28年４月１日期首残高	97,689	△5,239	122,298	2,834	2,834	309	125,441
事業年度中の変動額							
固定資産圧縮積立金の取崩	－		－				－
剰余金の配当	△2,775		△2,775				△2,775
当期純利益	6,049		6,049				6,049
自己株式の取得		△2	△2				△2
自己株式の処分	△218	1,156	937			△174	763
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）				1,860	1,860	86	1,946
事業年度中の変動額合計	3,055	1,153	4,209	1,860	1,860	△88	5,981
平成29年３月31日期末残高	100,745	△4,086	126,507	4,694	4,694	221	131,423

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年５月８日

東京応化工業株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大中康宏 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	東海林雅人 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、東京応化工業株式会社の平成28年４月１日から平成29年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京応化工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年５月８日

東京応化工業株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大中康宏 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	東海林雅人 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、東京応化工業株式会社の平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第87期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第87期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

⑴　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた「監査役監査規程」に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門である監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

①　取締役会、執行役員会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、稟議書等の重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項および第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員および使用人等からその構築および運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等および有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③　事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針および同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①　事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

④　事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

⑵　計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成29年５月24日

東京応化工業株式会社 監査役会

常勤監査役　藤　下　　一㊞

監　査　役　新　保　誠　一㊞

監　査　役　米　田　克　巳㊞

監　査　役　斎　藤　広　志㊞

（注）監査役新保誠一、監査役米田克巳および監査役斎藤広志の各氏は、会社法第２条第16号および第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

メ　モ

株主総会会場ご案内図

会　場　川崎市中原区中丸子150番地
当社本社　５階第一会議室
電話　(044)435-3000(代表)

下車駅　JR横須賀線・湘南新宿ライン
武蔵小杉駅〈新南改札〉徒歩約５分
JR南武線
武蔵小杉駅〈西口〉徒歩約11分、〈東口〉徒歩約12分
東急東横線・目黒線
武蔵小杉駅〈南口１〉徒歩約８分、〈中央口２〉徒歩約12分

※JR武蔵小杉駅新南改札、東口および東急武蔵小杉駅中央口２経由のルートは歩道が広いため、歩きやすくなっております。

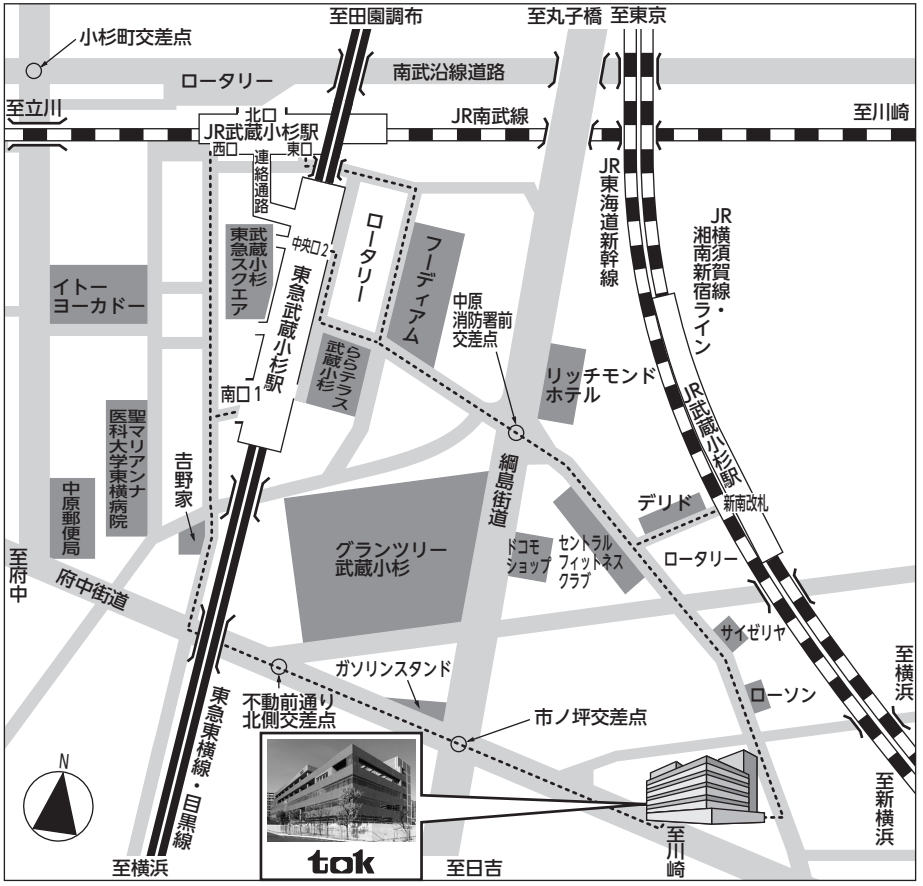

UD FONT　見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。